

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第7号 2018年2月5日発行
発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0802 大分市田の浦12組

TEL097-529-5030 fax097-532-3772
郵便振替01710-7-167636
E-mail: nonukes@able.ocn.ne.jp
http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/

伊方3号機とめた 広島高裁決定

2017.12.13 午後1時30分

12月13日13時半、広島高裁前。河合弘之弁護士が猛ダッシュで裁判所玄関から駆けてきました。「勝った！」 司法は生きていました。

歴史的な決定が野々上友之裁判長により下されました。広島弁護士会館で開催された報告集会で、河合弁護士は「被爆地ヒロシマの裁判所で、これ以上放射線によって苦しむ人たちを増やさない決定が出た意義は大きい」と語りました。私たちはこの広島高裁の勝利を受けて、大分地裁の裁判闘争につないでいきましょう。

9月30日まで限定的ストップ

運転差し止めの根拠は、火山リスクに対して対応が不十分であるということでした。過去最大の阿蘇山噴火時の火砕流について、規制委の火山ガイドに照らし、その対策の不備を指摘しました。伊方原発がその火砕流に巻き込まれ過酷事故を起こせば、「住民の生命・身体への具体的危険がある」ということです。

12月20日大分地裁の仮処分審尋は、広島高裁決定の影響で、裁判長が追加の審尋を2回設定することになり、結審が先送りされました。私たちは



大分裁判をさらに盛り上げ、四国電力の再稼働の意思を断念させねばなりません。

第3次原告団を募集します

「司法リスク」により2号機は近々廃炉となる可能性が高まりました。さらに3号機を廃炉にするには、原告団を一層大きくし県民世論の盛り上がりをつくりましょう。現在378名の原告団ですが、さらに100名以上の第3次原告を募集します。

第8回口頭弁論

3月1日(木)

- 13:30 原告及び傍聴希望者集合
- 14:00 第8回口頭弁論
- 14:30~第10回仮処分審尋
- 14:40~DVD映写会他(弁護士会館)
- 16:30~報告会・記者会見

第9回口頭弁論

5月24日(木)

- 14:00 原告団及び傍聴希望者集合
- 14:30 第9回口頭弁論
- 15:00 最終審尋 16:30報告会等

大分駅北口で両日とも12:30~ピラマキします。